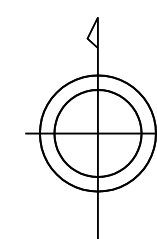
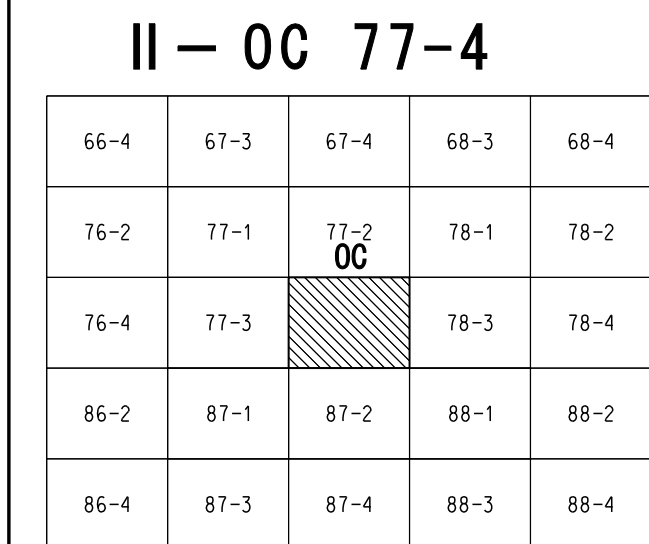


鹿 児 島 市 基 本 図



行政區圖

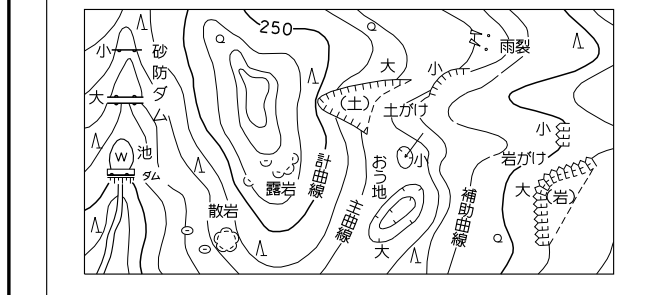
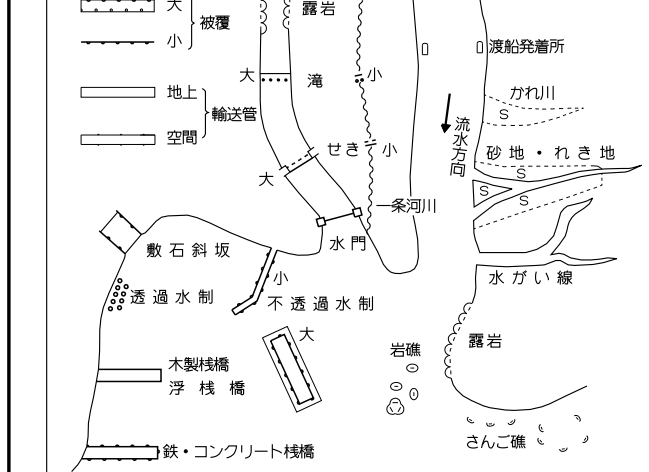
鹿 兒 島

82

	普通道場	△ 37.2	三角	角
	壁つり柔道場	△ 25.62	三角	角
	壁つり柔道場	△ 25.62	三角	角
	壁つり柔道場	△ 25.62	三角	角
	壁つり柔道場	△ 18.7	三角	角
	官公署	△	門	門
	役所	△	門	門
	役所	△	門	門
	役所	△	門	門
	役所	△	門	門
	役所	△	門	門
	役所	△	門	門
	役所	△	門	門
	役所	△	門	門
	役所	△	門	門
	役所	△	門	門
	役所	△	門	門
	役所	△	門	門
	役所	△	門	門

[illegible]

	田	○	栗原湖	山	鹿野
▽	▽	○	その山の 木本	山山	栗原
▼	さきとひ	…	芝地	↓ ↓	坂、山地
◆	パイナップル	○	広葉樹林	今今	しのだ
△	桑畑	山	針葉樹林	T T	やし・料
六	栗畑	心	竹林	山	遺跡



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
「平面直交座標係は、世界測地系に対応」
「高さの基準は、2011年度平均成果による」

II - OC 77-4

平成19年測量
平成24年修正
平成30年修正
令和6年修正



1. (1)令和5年12月撮影空中写真(C004-1504~1507)
(2)令和5年12月撮影空中写真(C005-1481~1484)
2.令和6年5月現地調査

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量帳及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）第 19 九公 第 141 号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量帳及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）第 23 九公 第 271 号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量帳及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）第 29 九公 第 216 号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量帳及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）第 5 九公 第 629 号」

計画機関 鹿 児 島 市
作業機関 国 際 航 業・
久永コンサルタント 共同企業体